

## 平成31年第1回奥多摩町議会定例会予算特別委員会 会議録

1 平成31年3月14日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会予算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第12番	須崎 眞君		

《傍聴議員》

第11番 師岡 伸公君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総務課長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教育課長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君		

平成31年第1回奥多摩町議会定例会  
予算特別委員会議事日程〔第2日〕

平成31年3月14日（木）  
午前10時00分 開議

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	委員長開議宣告	—
2	議案第33号	平成31年度奥多摩町一般会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
3	議案第34号	平成31年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
4	議案第35号	平成31年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別 会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
5	議案第36号	平成31年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
6	議案第37号	平成31年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
7	議案第38号	平成31年度奥多摩町介護保険特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
8	議案第39号	平成31年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
9	議案第40号	平成31年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	原案のとおり 可決すべきもの

（午後1時50分 閉会）

午前 10 時 00 分開議

○委員長（木村 圭君） 皆さん、おはようございます。

これより予算特別委員会を再開します。

直ちに会議を開きます。

本日は、一昨日の本委員会第 1 日に説明を受けた各議案の質疑を行います。

なお、答弁、説明者をお願いします。歳入の質疑であります。歳入の項目及び質疑によっては歳出と関係する、または対応する事業が多くありますので、歳出に連動する事業の歳入の説明については各事業内容等を理解しやすくするために、歳出のページを示した上で歳出も含めて一括で答弁、説明をお願いいたします。

また、質問される委員をお願いします。ただいま説明者に理解しやすい説明をお願いしましたが、説明者が質問内容を十分に理解できるよう 1 回の質問につき 3 項目までとさせていただきます。答弁漏れなく、理解を深めるためにもご協力をお願いします。

それでは、議案第 33 号 平成 31 年度奥多摩町一般会計予算の歳入の質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。3 番、澤本委員。

○3 番（澤本 幹男君） 3 番、澤本です。

ページ 10 ページで歳入の町税の関係で、固定資産税についてちょっと教えてください。固定資産税の土地下落もあって 650 万円の減額と。33 年に固定資産税の評価替えと、また、レッドゾーンでまた評価を下げるということになると、ますます収入が減るんじゃないかと思えますので、影響はどういうお考えか、教えてください。

それと、その下の交付金で、水道局がこれも 300 万円ぐらい減っているんですけど、内容はどうかと思って、毎年減っていますので、どういう状況かなと思って教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（木村 圭君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 3 番、澤本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

初めに、固定資産税土地の関係の評価替えと、それからレッドゾーンに伴う今後の影響ということについてでございますけれども、全員協議会の際にもちょっとお話をさせていただきましたが、レッドゾーンの指定につきましてはほかの西多摩、檜原村を除く 6 市町におきましては既にされているところということで、そこでは日の出町以外につきましては、宅地それから宅地並み課税をしております雑種地ということになると思えますけれども、この 2 つについて、かかっている割合に応じて軽減を措置しているということで、

2分の1未満の場合については5市町につきましては0.9、2分の1以上すべてではない場合は0.75、全部が指定を受けた場合0.6ということで、それぞれその割合に応じて課税標準額からその軽減率を掛けた後に固定資産税の1.4%というような金額の税額の算定をしております。奥多摩町については、明日から住民説明会ということで実施をしていくところでございますけれども、現在、西多摩建設事務所からその面積については一定の膨らみを、余裕を持って示されているということで、まだ確定をしているものではないということで、影響額というのは現在まだ出せない状況ということでございますけれども、いただいたデータからすると、地権者数ですけれども、これは延べということになりますので、1人の方が幾つか持っているという3人というようなカウントになったりすることもありますし、また、共有土地ということで何人かで所有している場合もありますので、そういう場合を含めてということになりますので、宅地、雑種地を合わせまして4,396人ということになっております。

そして、宅地、それから宅地並み課税の雑種地の現在の固定資産税の税額というのは、年間6,400万円ほどということになっておりまして、こちらにつきましては土地の課税額の77%ということで非常に大きい金額というふうになっております。

そういうことで、面積につきましてはまだ確定をしていないというようなこと、それから割合についても今後の検討ということで、軽減はしていくという方向性ではありますが、今のところ決まっていないということと、それから、委員からもお話があったように、時点修正という形で、評価替えの年だけではなくて、毎年下落している場合については、その時点で評価額を下げ課税するというような義務がありますので、毎年1%ずつぐらい下げているというような関係もございまして、実際に平成33年のときに土地価格がどのようになってくるかということも、この31年度の不動産鑑定評価の結果を踏まえてということになるので、具体的な数字はお示しができないということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、もう一点、地籍調査というものが今行われておりまして、これによって土地の線というのが変わってくる場合がございますので、面積割合というものも、その点を考慮しながら検討していく必要があるというふうに考えております。

それから、2点目の交付金についてですけれども、こちらにつきましては、国や都道府県等の公共団体が持っている建物・土地につきましては、本来、固定資産税というものはかかりませんが、使用の実態が民間のものと類似しているもの等につきましては、固定資産税のかわりにその税に対するものを交付するというので、現在、水道局、交通

局、それから一般会計の分として総務局からいただいております。お尋ねの水道事業の件についてですけれども、かかっているものにつきましては、まず土地、家屋、それから償却資産ということで、この3種類になっております。家屋と償却資産につきましては、当然年々更新をしない限り償却していきますので、もともとの価格が下がるので、それに同じように1.4%掛けるということになりますと、年々少しずつ納めていただく交付金については下がってくるということになります。

今回については土地のほうが水源林の買い取り事業のほうで面積が増えた関係が、土地については若干75万円ほど増えておりますけれども、総体で見ますと、前年度比400万円ほど下がってきているということで、こちらについては、そういう形で土地家屋償却資産について東京都のほうで算定したものについて通知が来るので、それをいただくという形になっております。

以上です。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありますか。10番、村木委員。

○10番（村木 征一君） 10番、村木でございます。

1点教えていただきたいと思うんですけども13ページ、自動車取得税交付金、これが前年当初対比で約半減になっているんですけども、それをちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（木村 圭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 10番、村木委員さんの質問にお答え申し上げます。

ページが13ページ一番上段になります。自動車取得税交付金でございます。31年度、本年度予算額813万2,000円ということで、前年度比較では889万1,000円の減、率で申しますとは52.2%の減ということでございます。こちら減額の内容ということでございます。こちらにつきましては、数字的には東京都から通知に基づいているものでございますが、内容としましては、税制改正によります自動車取得税の廃止に伴う減というような理由にされております。これにつきましては、ご案内のとおり、予定ですと今年の10月から消費税が8%から10%に引き上がるというタイミングで、次の款の08の環境性能割交付金というところがございます。こちらは287万2,000円という予算で皆増ということでございますけれども、基本的にはここで切り替わるというような説明でございます。ただし、環境性能割交付金につきましても、いわゆるエコカーの関係でございまして、車体課税の大幅な見直しということが言われておまして、いわゆるエコな車であってもかなり厳格に制度の適用がされるということで、かなり厳しい規制を通ったものが減税対

象とかいうことも含めていろいろな状況があるんですが、自動車取得税交付金から環境性能割交付金のほうに切り替わるようなことではあるんですが、全体としてはやっぱり下がってしまうというようなことでございます。ただし、国としましては、その部分は全額、いわゆる減収分は国の制度で補てんしていきますよというような説明はなされております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（木村 圭君） ほかに。2番、大澤委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

14 ページの衛生使用料で古里診療所の使用料が入っています。これ具体的にどこが使っていて、どこが入るというのが決まっていたら教えてください。

○委員長（木村 圭君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤委員の13使用料及び手数料の衛生使用料、古里診療所事業費、古里診療所使用料の入ってくる先ということでよろしいでしょうか。町長からも一昨日お話しさせていただきましたように、今、交渉中というところで、それについてはまだ確定はしておりません。ただ、予算的には従来どおり前年同様に上げたということで、説明にもありましたように、今までは財産収入の中に入っていたものをこの事業に特定するということですので、こちらに新たに衛生使用料に組み替えたというものでございます。

○委員長（木村 圭君） ほかに。8番、高橋委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

23 ページをお願いします。都支出金の中の市町村総合交付金のところなんですけど、16億円ということで、非常にありがたい交付金であると思っています。昨年度比でプラス1.5億円。それでその中で財政事情割等がプラス1.5億円というふうにお聞きしたように覚えているんですが、財政事情割等というのは、結局、町の財政状況だとかそういうことが中心だと思うんですけど、それ以外に例えば町の施策が評価されてとか、そういう部分もあるのかどうか、わかんないんですけど、増えた根拠というんですかね。何か説明していただけるものがあればお願いします。

○委員長（木村 圭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、高橋委員さんのご質問にお答え申し上げます。

ページが23ページ中段でございます。款が15ということで都の支出金、この中の総務費都補助金で、節が01の市町村総合交付金というところでございます。31年度当初予算の計上額16億円ということで委員さんおっしゃられたとおり、前年度比ではプラスの

1.5 億円ということで 10.3%の伸びを示しております。

この中の財政事情割等というお話でございました。ご承知のように、総合交付金につきましては市町村の財源の補完ということが目的になっています。これは、国で言うと地方交付税制度にちょっと近いようなものです。自主財源等が少なくても、住民には一定水準以上のサービスを提供しなければいけないという趣旨のもと、総合交付金も制定されているというような状況でございます。平成 30 年度につきましては、制度の見直しがございました。東京都の都全体の市町村総合交付金の予算枠もかなり今 550 億円というところが平成 30 年度、さらに平成 31 年度はプラス 10 億円ということで 560 億円という状況でございます。31 年度のこの予算の財政事情割等というところで、そのほかにまちづくり振興割と地域特選事業枠ということで載せさせていただいてございます。現実には 30 年度中の制度改正によりまして、これに政策連携枠というのが実際にはプラスされました。ちょっと当初予算編成の時期と都の制度確定の時期がちょっとずれておりますので、これ 30 年度当初と同じような載せ方になってございますけれども、その中の話でということでは財政事情割につきましては幾つか内容的にあります。まず財政事情割という中で財政状況割というのがございます。こちらについては、町の人口であるとか、あとは行政面積、それから財政力指数とかいったもろもろのいわゆる指標をベースに算出されるものというようなことで、これが大体町の場合ですと、例年八千数百万円というようなところでございます。

今、当初予算で 10 億円の上を見積もっているわけでございますけれども、このほかに何があるのかという部分になるんですけれども、いわゆる特別事情というような部分がございます。例えば町でいうと、観光立町をうたっている中で観光客が訪れて、ごみはかなり出るということで、観光地でなければ住民のごみ処理だけで済むというところが、観光客のごみも片づけなければいけない、事業系ごみと出されるというのもありますけども、そういう部分で総合交付金で支援してくださいとか、また、公立病院、奥多摩病院がございまして、こちらも現実的には毎年 8,000 万円からの町から繰り出しをしているという中で、そこについても町側からの訴えとしましては、町の住民だけではなく、ハイカーであるとか、行楽客、あるいは小菅村、丹波山村の住民の方も利用するというところで、地域になくてはならない医療機関だということで訴えまして、その支援をお願いしたりとか、それから、また補正予算の際にも審議していただきましたけれども、過疎バスとの関係です。こちら 5,000 万円を超える補助金を西東京バスに出しているという状況でございますけれども、こちらにつきましても、やはり国から補助金が若干は入っておりますけれ

ども、大部分は町が出しているという状況ですので、そこについても地域通勤・通学の足、また、これも観光客が絡みますけれども、なくてはならないということで、それもご支援をお願いしているというようなことで、この数字から見てもおわかりになるかと思うんですけど、ほとんどありとあらゆる町が行っている施策に対して東京都にお願いをしまして、財政支援をしていただいているということでございます。

なお、まちづくり振興割の5億円というのがありますけど、これにつきましては端的に申しますと、ハード事業ということで、道路であるとか、今ですと若者住宅の建設であるとか、消防の資機材の関係とかも含めましてということで、ハード事業の対象枠でございます。

また、地域特選事業枠ですけれども、町から対外的に何か発信する場合も含めてですけれども、何かポイントになるものがあればということで、これについては基本的に市町村総合交付金は東京都総務局の行政部の市町村課というところが担当なんですけども、地域特選事業枠につきましては振興企画課というちょっとチャンネルが違うセクションの持っている予算で、ただ、名目としては総合交付金ということで一部載せてあるという状況でございます。

いずれにしても内容は今申し上げたとおりでございますけれども、今年16億円ということで、この数字が実際に決算として交付されたのは過去2回というような状況です。近年ですと、鳩の巣荘建設の際に、その年度にはこの金額をいただいているんですが、それ以外は今のところ15億8,000万円というところがここ数年の推移という中で、決算額を見込んで当初予算に載せているという状況でございますので、非常に財政的には厳しい中で計上させていただいているというところで、この数字については1.5億円増で計上はさせていただいておりますけど、内容的には今申し上げたようなことを加味していただいて、ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（木村 圭君） ほかに、4番、清水委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

同じところですよ。追加でさせていただきます。市町村総合交付金で今回増額ということで、それで10月から消費税がプラス2%ということで、その辺の消費税についてもやはりこういう中で10月以降の消費税値上げについてもこういう総合交付金の中には含まれて予算が計上されていると、東京都とこちら町の予算ですね。配慮されているかと思うんですけど、その辺の確認です。

○委員長（木村 圭君） 企画財政課長。



○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4 番、清水委員さんのご質問にお答え申し上げます。

同様に 23 ページの市町村総合交付金のところで 10 月引き上げ予定の消費税の部分については含んでいるかというようなご質問かと思えます。明確な形で消費税分をという文言は特には示されておりません。ただ、実際に今回の町の 66 億 8,000 万円の一般会計の予算の中でも当然積算根拠としましては 4 月から 9 月までは 8% の消費税分ということの積算で、10 月以降は 10% に引き上がったことを想定しての予算ということで組んでおりますので、先ほど申し上げましたように、総合交付金まちづくり事業割については、当然工事ですので、消費税も転嫁されますし、財政事情割等については委託事業も多く含んでおりますので、当然そこにも消費税がカウントされるということで、文言として明確には示されておりませんが、当然内容としては含んだ形で計上させていただいているということでございます。

以上です。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。6 番、石田委員。

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

予算書の 39 ページのところ、諸収入のところ、2 点ばかりご質問させていただきますけれども、水の浸透を高める枝打ち、受託収入のところ、約 3,489 万円ほど減額予算となっておりますけれども、ご説明では対象となる面積の関係で減額になったというようなお話でしたけれども、年々花粉症の患者さんが増えている状況ですので、例えば現在、間伐面積の 3 割程度の枝打ちというようなことになってはいますが、やはり花粉症の発生を抑制するためには、対象面積の割合の増加が必要ではないかなというふうに感じておるんですけども、いろいろ折衝はされていると思うんですけど、この点についてはどうか、お伺いしたいのと、もう一点は、その下の農作物有害鳥獣対策受託収入のところ、今回廃目というようなことでゼロとなっておりますけれども、予算書の中で 119 ページのところ、農作物有害鳥獣対策事業費が 3,395 万円ほど計上されていますので、こちらでは廃目になっている理由と、あとは収支の関係がどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（木村 圭君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 6 番、石田委員のご質問にお答えいたします。

1 点目の水の浸透を高める枝打ち事業の受託収入 3,489 万 2,000 円減額となっているということでございますけれども、こちらにつきましては、今、委員が言われたとおり、対象面積の減少ということでございますけれども、詳細を述べさせていただきますと、平成

28 年度に実施した間伐の箇所、これがございます。この間伐面積と平成 27 年度以前実施した枝打ちの未実施箇所ということが対象となっております。平成 28 年度については 68.23 ヘクタールということでその 7 割を実施していますので、47.76 ヘクタールという数字が出てきてまいります。27 年度以前の未実施箇所というのが 81.24 ヘクタールということで、合わせて 129 ヘクタールが対象面積としてとらえられております。そのうち、では実際実施できる面積がどれぐらいなんだという話で東京都が積算をしております。これが 2 分の 1 ということで 65 ヘクタールということで、今回平成 31 年度が 65 ヘクタールという予算が組まれております。ですけれども、町といたしましてはなるべく平準化して予算の増減が余りないような形で進めてまいりたいと考えておりますので、この辺はご理解を願いたいと思います。

それと 2 点目のその下の部分です。農作物有害鳥獣対策事業受託収入 926 万 7,000 円の減額の部分ですけれども、こちらは歳出のほうにひもづいてはおりませんけれども、雲取山にいる有害鳥獣対策捕獲ということで、昨年度は当初予算で計上されていたんですけれども、昨年から東京都水道局さんからの受託収入ということで、この部分につきましては少し時間をかけて糞塊調査ですとか、生息調査をしていこうということで、水道局さんのほうからお話がございました。30 年度も実施しておりませんが、30 年度は当初でこの予算を計上しておりまして、補正で全額減額したという経緯がございます。今回 31 年度の当初予算にも、やはりこういう形で前年度はゼロという形で皆減という形に載ってきております。雲取山の捕獲の部分ということでとらえていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木村 圭君） ほかに質疑はありませんか。3 番、澤本委員。

○3 番（澤本 幹男君） 12 ページなんですけど、地方譲与税で森林環境譲与税ということで 1,300 万が新しく入ると。そして 125 ページ、基金のほうに組み入れをするということなんでございますが、新しく入ってくるということで基金で積み立てして使うという予定なんでしょけれど、昨年 12 月、町の議会として森林環境税に対する意見書というものを下させていただいて、東京都の森林のためには活用されるべきということで、ほかの市町村、都内の区市町村にも入った場合に、基金に積み立てると基金に奥多摩町というのは積み立てるとということで、逆にほかの区市町村が、交流のあるほかの県の町村と何かあった場合、優先的にそのお金が、わかりませんが、奥多摩町は使っていないでためていくんだしたら下さいということにあり得るかなと思ってちょっと心配なというか、去年東京都のもらった分はぜひ西多摩で使ってくださいということをお願いして、町議会で言って

いるものですから、基金に入れるということがベストな処理なのか、もしくは一時的に入れていくものなのか、ずっと何年か積み立てた後という目標もあるでしょうけど、基金に入れるということはどうなのかと思ってちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（木村 圭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、澤本委員さんのご質問にお答え申し上げます。

12 ページ上から2つ目でございます。地方譲与税の中の森林環境譲与税ということで、新規ということで1,300万円を計上させていただいております。委員さん申し上げられたように、このお金については譲与税で歳入を見て、歳出のほうは125ページのほうで森林環境整備基金ということで予算上は積み立ての手法をとっております。基金条例につきましては初日のほうで説明をさせていただいているところでございます。

質問の内容でございますけれども、東京都に入ったお金について西多摩地域のほうで活用してもらいたい、その趣旨としましては、奥多摩含めて、山林が本当にあるところで活用するのが筋ではないかということかなというふうには認識しているところでございます。この森林環境譲与税でございますけれども、現状としましては、これのもとになるお金が森林環境税ということでございます。森林環境譲与税、今、予算に載っている部分は平成31年度からスタートということでございますけれども、その原資になる森林環境税というものがございまして、これにつきましては、平成36年度から年額1人1,000円というようなことで徴収が始まるということで、5年前倒しで都道府県市町村に譲与するお金は始まっていると。これについては、交付税、あるいは譲与税の特別会計から借入れをして補っているというような国からの説明がされているところでございます。

内容としましては、大枠では森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点からということで創設するという国の説明がなされているところでございます。基本的な仕組みということになりますけれども、譲与税の部分でございますけれども、譲与基準というものがございまして、基本的に譲与税、国全体の10分の9に相当する額が市町村に対して交付されるということでございます。都道府県の部分、東京でいえば東京都ということですが、配分されるのは全体の10分の1というようなお話でございます。

31年度で東京都に試算でございますけれども、どのぐらい交付されるかという話でいきますと、1億円を超えるという数字が現状では示されているということでございます。都道府県は森林環境譲与税を森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないということで、都が自分で使っちゃうということは基本的には考えられてい

ないということで、このあたりが議員連盟さんのほうで西多摩にというお話につながってくるのかなというふうに思っております。

その中で、町としては今回初年度ということで、お金というのは、町が単独でもらう1,300万円を基金のほうへ積み立てるという予算なんですけど、こちらにつきましては、考え方ということになりますけれども、ご承知のように町の行政面積が東京都の10分の1ありまして、そのうちの94%が山林ということで、水源林も大きなウエートを占めているところですけども、それでもそれを含めて2万1,000ヘクタールからの山があるという中で、観光産業課の所管でもございますけれども、今後の使い道という部分ではそういった大きい山なんですけれども、いわゆる不在村地主、山村地主、こちらに住んでいなくて、相続で山主になっている方とか、それがまた小規模であったりとか、山の境界がわからなくなっているとかということがかなり20年以上前からそういう問題が出始めていて、ただ、その辺どうやって手つけたらいいのかというのは町も過去からの課題ではあったんです。今回こういう森林環境税を基礎とした譲与税が与えられるということで、今後はそういう部分、境界のことも含めて問題解消に努めていきたいという考えがベースとしてはございます。

ただ、現実の問題としまして、1,300万円というお金で、今例えば人件費のことを考えても、ちょっと町が直営で山の中に入って測量したりできるのかということと、多分それはちょっと不可能ではないかなと思います。そういうことを含めて町の考え方としては一定の金額と申しますか、それが数年間たまっていく間に長期的なビジョンに立ちまして、この広大な山林面積を抱える奥多摩町の森林整備を同時並行で考えて策定していくというような基礎的な考えがございます。

これにつきましても、町は先ほど申したように林野率が94%というようなことでございまして、国のほうも林野率が85%以上の市町村に対しては、私有林人工林面積を1.5倍に割り増しということで補正もかけていただいているという状況であります。ちょっと現状では非常に抽象的なお話になって大変申しわけないんですけども、いずれにしてもこれが例えば3年、5年の交付金で終わってしまうということであれば直ちにこれは実施しなければいけない部分でもありますけれども、現状の税制改正の大綱の中で見ましても、今スケジュール的にも平成44年度までという部分はもう割合が徐々に変わっていくよというようなことも書いてありますので、長期的な視点に立って住民の福祉の向上を含めてですけども、過去から抱える町のそういう地主さんの問題とか境界の問題とか、結局その辺が解消していかないと山がなかなか動かないといえますか、今、住宅地では地籍調査

というのを地域整備課のほうでやっていますけれども、結局それも境界のことをちゃんと決めて、それで取引ができてとかいう部分もありますので、水道局さんは水道局さんで水源林を買い上げることによって、そのタイミングで地籍といいますか、山の境界とかもいろいろ定めたりはしているみたいですけど、今度は国が動いてくるということですので、民有林の部分については、町としてはそういう方向で活用していきたいんですが、ただ、金額の面と、実際にどういう手段でやっていくかというのは、すぐにはちょっと回答が出せないというところですので、長期的な計画も立てながら有効な活用を図らせていただいて、当然その場合にはこれだけの面積抱えますので、単独でいただいている部分だけでは足りないという話も出てくるかなと思います。そういうときに備えては、今、委員さんのほうで動いていただいています東京都に落ちてくるお金の部分をできる限りこちらで活用できるような内容にしたいと思いますし、おのずとそういうふうになってくるかなというふうには感じているところでございます。ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（木村 圭君） 町長。

○町長（河村 文夫君） この環境税は 20 年ほど前から森林を持っている市町村、特に町村なんですけど、町村が主体になって森林環境税を創設してくれということで、山梨県の早川町の町長が非常にご尽力をしていただきました。その趣旨というのは、今、奥多摩の場合には東京都から間伐、それから浸透する枝打ち、これ 10 分の 10 のお金が東京都から来ています。全国ではそんな町村は全くありません。自分のところで森林のために財政を投入すると、そうじゃなくて、森林というのは広域的な機能を果たしているんじゃないか、それから土砂災害もやっているんじゃないか。そういう意味で、国がきちっとした税金を取って、それをそういう森林が多くあるところに交付すべき、回すべきだというのが基本的な趣旨なんです。そういうことがわかって、最終的には法律的に、森林環境税が創設されたということですので、この森林環境税を徴収するについて、その財源をどういう配分をするかというのは、当初の目的からすると町村の森林の多いところに配分してくれというのが趣旨だったんですけど、税を国民全体から取るということになりますと、そういうところだけ配分するという税制はあり得ないということで、現在の配分方法が、東京都でいえば 23 区、あるいは市、それから森林がないところの町村についても、あるいは都道府県についても、ある一定の人口に応じて配分をするというふうに決まりました。

したがって、皆さんから要望を出していただいたのは、どうも当初の森林環境税の目的と方向性が違うんじゃないか、西多摩の町村みたいに森林があるところに傾斜配分をするんじゃないかということで要望書を提出してもらいました。だけど、制度は現実にそ

うなっていないんです。それは今申し上げましたように、みんなから税金を取るんだから、そういうところに傾斜配分で少し多く譲与することについてはいいけれども、だけれど、そうじゃないところでも森林に関係があるものがあるんじゃないか。都市部の森林というか、木をどうするか、あるいは都道府県はその森林に対する手当をどうするかということ趣旨にしております。まだまだ本格的に全額税が徴収するというじゃないから、この税は多分増えてくると思います。

そういう中であって、うちとは違って、ほかの町村では、都道府県で、あるいは国から一定の間伐事業に対する助成というのは出ておりますけれども、ほとんどの町村はそれ以外の助成は出ておりません。特に、東京都の場合は、本当に山を持っている人たちはほとんどお金をかけないで、10分の10で自分の山をきれいにできるわけですから、この制度をやっているのは今、東京都だけです。神奈川県が一部やっております。神奈川県は、神奈川県自身が森林環境税に似たものを取って、水源地である村や町にそれを還元しているという制度はあります。そういう制度はありますけれども、そういう意味で1,300万円を毎年入ってきたから1,300万円を山にかける。現在の段階では東京都から10分の10入ってくるお金があるわけですから、まずそれ有効的に活用しよう。さっき企画財政課長が言いましたように、将来に向かって山の境界が定まってない、あるいはいろんな問題点がそれ以外にある、そういうものに1,300万円毎年やったら、そんな大きな事業できるわけじゃないんだから、そういう意味では、まず一定の額を積み立てた段階で、大きな事業は必ずやらなきゃいけないものというのが目に見えていますので、そういう部分まで基金に積み立てておこうというのが町の大きな趣旨です。

それからもう一つは、東京都自身が入ってきていますけれども、それを東京都が町村にやっている10分の10の中の一部に充てられると困ってしまいますから、それは減ってしまいますので、そういう部分については、東京都がこれからどう使うか、あるいは23区26市がどう使うか、そういうことを見きわめながら、また声を上げていかなきゃいけないだろうと。そのためにもまず原資をためて一定の段階になったときに、うちは山にかけるお金というのは、かける事業がいっぱいあるよと。そのために1,300万円ぐらいでは、とても1年間でやれないんで、そのためにまず基金をためて、そういうときに情報発信をして東京都からの部分、あるいは23区26市の部分に対する対応をしていきたいというのが大きな目的です。

これは政策ですから、1,300万円ですら一定の政策ができるわけないんで、大きなお金をどうしてためるかということであれば、皆さんの水源地である奥多摩町の山を守っているの

はうちの町だと。そういう意味では、このくらいもっと大きなお金がかかるんで、それを皆さんところに分配した分を含めて山のほうへ回すべきじゃないかというふうな政策判断をして、これから一定の段階になった段階には、私自身がそういう発信をしていきたいという趣旨でございます。

○委員長（木村 圭君） ほかに質疑はありますか。4番、清水委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます、

ページ数が3カ所です。まず、30ページと43ページと歳出が関連しますので130ページ、その3ページについて質問をさせていただきます。

まず30ページですけれども、最下段のほうに木質バイオマスの推進事業費の都補助がございます。予算額で88万1,000円、こちらが90万ぐらい減額という説明をいただいております。それと歳出の130ページで、都の支出金の充当先の最下段に近いところで委託料がございます。木質バイオマスの集積所の運営管理業務委託が半減ぐらい、木質バイオマスのチップの製造委託がおおむね半減、それから地域通貨のほうもおおむね半減、去年は講習会があったのがなくなったという説明をいただいております。あとまた歳入に戻っていただきまして、43ページの中ほどにございます木質バイオマスチップ売払収入が116万6,000円、これは前年対比で変わっていないところでございます。この辺が都補助が半減、半分以上減って、充当する支出も減っているんですけども、バイオマスチップの売り払いは同様に予算を計上されているんですけども、この辺、何か変更点がございましたら、その辺も含めて質問させていただきたいと思っております。

○委員長（木村 圭君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 4番、清水委員の木質バイオマスに関連する事業の部分でございますけれども、まず初めの歳入の部分でございます。88万1,000円ということで、前年度に比べて半分に減っているということでございます。こちらにつきましても実績的にいいますと、30年度、この2月末まで買い取り量が5.4立方メートルに対してチップの量が14.82立方メートルということで大分減少しております。こちらは原木が出てこないということでございますけれども、毎年9月の補正予算の時期でございますけれども、そちらで返還を行っております。今回は東京都からの指導が参りまして、最初から実施可能な範囲で予算を組みなさいという指導が参りました。そんなことから半分という形で減額をしております。

また、43ページの部分で雑入の部分の木質バイオマスチップの売払収入、こちらの部分は116万6,000円で計上しておりますけれども、こちらはもえぎの湯に売払収入という

ことで組んでおりますけど、こちらは実際もえぎの湯で原木で480立方メートル、木質チップの量で1,300立方メートルという積算内容でございますけれど、こちらは半分じゃなくて目いっぱい事業量分を計上しているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（木村 圭君） 町長。

○町長（河村 文夫君） これも今言った森林環境税、あるいは森林をどうしていくかという問題に絡んでいます。特に皆さんから意見をいただいた中では、間伐をやる、その間伐が山で寝ているんじゃないかと。それを有効的に活用できないかということで、町ではその間伐を出してもらおう。出して木質チップをつくっていこうという事業を今継続してやっております。なかなか今うまく回っていません、現実には。ですから、その部分が半分を現金で返し、半分以上地域通貨で返して、地域通貨を町の中で使ってもらおうと。この考え方はいいんですね。考え方としてはいいんですけども、なかなかそれがうまく回っていないというのが実態でありまして、木質バイオマスを使うために約1億円かけて、もえぎの湯に、これは10分の10の助成をいただいて、環境局の木質バイオマスのチップを燃す炉をつくりました。そういう点では、使うほうは今できています。当時エネルギーの問題がございまして、重油を使っている部分をできるだけ二酸化炭素を少なくしようというようなことから、木質バイオマスを使う部分で今もえぎの湯で使っているんですけども、これも継続していこうと。10分の10をもらったわけですから、それを有効的に使おうと。

それからもう一点、それをつくっているチップ工場は、今、森林組合、農林水産振興財団がつくった部分がありまして、その持ち物は農林水産振興財団で持っておりますので、そういう部分を使って将来はもう少し間伐で出たやつをどうやったらもっと出るかということを考えていかなきゃいけない。そういうためにもさっき申し上げましたように、まだまだ森林に関係する事業というのは、うまくいっている部分とうまくいっていない部分がありますので、そういうところに事業展開をするとすれば1,300万円を単年度で組むというのはなかなか難しい。だから、現在の段階では基金に積み込み、そのシステムがうまく回るようになるためにはどうしたらいいかというのを長期的に考えていきたいと思います。

特に、木質バイオマスの利用、それから木質バイオマスそのものが地域でうまく回る、その半分以上地域通貨で返せるわけですから、その半分以上で返った地域通貨は町の中で使われるわけですから、そういう部分に関してはまだまだ半分以上で返す、出してもらう費用に対する費用対効果の問題がうまく伝わらない。あるいはその単価が低いために出す側が事業としてやっていけないという状況がありますので、そういうところの研究・工夫をしながら



やっていきたい。したがって、さっきの基金の問題とこの問題はこれからつながっていくと考えていただいて結構だと思います。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村 圭君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 33 号の歳入の質疑を終結します。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村 圭君） 異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開します。

午前 10 時 54 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○委員長（木村 圭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 33 号の歳出の質疑を行います。歳出は款別に幾つかに区切って行います。初めに、款の 1 議会費、款の 2 総務費について質疑を行います。質疑はありませんか。12 番、須崎委員。

○12 番（須崎 眞君） 12 番、須崎です。

それでは、ページ数では 50 ページなんですけど、総務費なんですけど、庁舎管理費ということでございまして、この間、町長が施政方針の中で、これからの庁舎の件でちょっとお話がありましたんですけど、庁舎の件について方向性がお話ができるところまでお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（木村 圭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 12 番、須崎委員さんのご質問にお答え申し上げます。

ページでは 50 ページということで、予算上庁舎管理費という部分でございまして。現状、庁舎管理費の中では、いわゆる工事関係というところは維持補修ということで 100 万円を例年どおり計上させていただいているという状況でございまして。ご質問の主な内容でございまして、庁舎の新たな建て替えと申しますか、建設の部分でということでございます。こちらにつきましては役場の中で新庁舎建設に係る打ち合わせということで、平成 29 年でございまして、一度、総務課、地域整備課、企画財政課で、いわゆる課長以下で事務レベルということでございまして、打ち合わせを行っております。この前段と

しましては 28 年の 6 月に新庁舎建設庁内検討委員会の設置ということで要綱を策定させていただいております。所掌事務としましては現庁舎の問題点に関する事、新庁舎の建設に係る基本方針に関する事、その他新庁舎建設に必要な事項に関する事ということでございます。

現実としましてはまだ検討委員会ということでございまして、副町長以下ということの課長管理職の組織でございますけれども、これはまだ現実には開いておりません。先ほど申した 29 年の段階で総務、地域整備、企画で一度打ち合わせを行ったという状況であります。これにつきましては、25 年度のほうで総務課のほうの予算で、現在のこの庁舎の耐震の調査をさせていただいております。そのときにいわゆる耐震の値というか、指標ということで  $I_s$  値というものがございましてけれども、それが診断の結果 0.41 というような数字が出ております。役場等のいわゆる防災含めたこういう庁舎ですと、その基準が 0.75 以上じゃなければ好ましくないというような結果が出まして、先ほど申し上げた検討委員会であるとか、事務レベルの打ち合わせを行ったという流れでございます。

現状は、ちょっとまだ本来こういうものを進める上では議会さんの同意もそうですし、住民の同意もそうですし、建設委員会であるとかそういう立ち上げも必要になってくるわけではございますけれども、現実的な問題としまして、まずこの庁舎を補強するという案もあるんですが、耐震診断をしたときの設計業者、委託業者の話ですと、現状でもかなり狭くなっていて、増築とかもしている形で庁舎に仕立て直したという経緯がございますので、これにさらに補強を入れると、いわゆる耐力壁というんですか、事務室の真ん中に仕切り壁が入ったりとか、あと窓のところの強度が落ちるんで、そこに筋交いといいますか、ブレスを入れたりとかいうことで非常に使いにくくなってしまおうというのが 1 点と、それから、いわゆる古い部分のところは昭和 40 年の建設ですので、もう五十二、三年というところを経ているということで、一般的な耐用年数からいくと先が余りないということで、そこにお金をかける意味合いはどうかというような指摘は受けております。そういうところから事務方の庁内の考え方としては、やはりどこか新たなところに建て替えをしなければならないのではないか、また、ここに戻ってくるという、一度引っ越しをしてまた戻すということもありますし、なかなか難しいかなというところがあります。現状はそこが見えているというところが 1 つと、もう一つは、予算にも毎年載せてございましてけれども、庁舎建設基金ということで、毎年の積み上げを行っています。計画値としては年 1 億円というようなことです。ちょっと財政状況によりまして、そこが変動したりというところですけども、今 4 億円を超えるところというところで届いてきております。

近隣で今、瑞穂町が庁舎の建設をしているところです。もう3年目ぐらいですかね、かかってくるところで、今年予算の様子を確認してみますと、単年度の部分ですけども28億円というような数字が載っております。それがそのまま奥多摩町に適用はできないんですけども、やはり町が建て替え等を行うと20億円以上かかるのではないかという、これはあくまで専門ではない事務レベルのところでございますけれども、そのような数字もちよっと見込んでいるところです。

まずはお金の面はそういうふうにして計画的に積み立てをさせていただいているということ。それから会議の中では、まず新たな建て替え地が必要であるというような認識があること。それからその建て替え地の関係につきましては、これは企画財政課の所管ということで、幾つか候補地を今いろいろ検討しているというような状況であります。これについてはいろいろな影響がございますので、まだどこがどうのというお話はできませんけれども、ただ、やっぱり奥多摩町のこういう地形上、好条件の土地というのが実際になかなか見つからないというのが現実でございますので、ここが一番建て替える上で、お金もちろそうなんですけども、土地の選定という部分が非常に厳しいかなというところがございます。

ただ、いずれにしましても先ほど申しましたように、Is値というそういう基準値が下回っているということと、あと全国的に災害も多く発生してございます。東京都からもなるべく早く新庁舎ができるようにというようなことも総務局サイドからも言われておりますし、また、町長のほうにしましても、首長のヒアリングというのも毎年行政部ともありますし、ここ3年間は都知事と直接のインターネット中継通しての意見交換の場もありまして、そういうところでも、この件は第1回のときにまずお話を出させていただいています。そういうことを加味しまして、今後それぞれの分野でそれぞれ今始まっているところなんですけども、課の条例改正、初日に出させていただいておりますけども、今回企画財政課の所掌事務の中に、庁舎建設に関することということで明記させていただきました。ですので、4月以降につきましては改めて企画財政課を中心に、この庁舎の建て替え含めた建設に関しては具体的なスタートを切りたいというふうに思っております。現状についてお伝えするところにつきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（木村 圭君） 町長。

○町長（河村 文夫君） 今、庁舎に関しましては、企画財政課長が言いましたように、過去から現在の状況等は詳細にわたって説明いたしました。したがって、そういう情報をもとに私自身が政策判断をせざるを得ない時期が来ているのかなという気がいたしております。

ます。しかし、政策判断をするにしても、一定の情報、あるいは基礎的な考え方が出てこないと政策判断ができませんので、その検討を指示をしたということでもあります。

一番の問題点は、皆さんがここにいる住民課を含めた、こっちの庁舎は大丈夫なんです。ほとんど耐震は平気なんです。向こうの基礎を従来の使った部分が 3.11 のときにも本当にみんな飛び出すような状況でございましたので、あのような問題が起きないとは限りませんので、そうしたときに住民の司令塔である役場機能が失われたときに、自助・共助をしっかりしてくださいよというふうに住民の皆さんに言っているけれども、公助である司令塔が機能しなくなるということは、これは問題ではないかなというふうに私は受けとめております。したがって、できるだけ早く庁舎の改築をやる必然性はあるのではないかなという今認識を持っております。

もう一点は、国があの 3.11 を含めて、庁舎については全く補助金がございます。全く補助金がなくて、自分のところの自前の一般財源で造るということですから、全部借金をするということでもあります。そういう部分で今、国では一つの方向性を出しましたけれども、ある一定の設計をつくって、それ以降 3 年ないし 5 年で庁舎の改築、あるいは新築をした場合には、それを借金をする財源についての交付税措置をするという方向性が出ました。これは過疎債であるとか、辺地債であるとか、今、下水道の問題で下水道債ももらいましたけれども、そういう問題の起債が約 21 億円ありますけれども、これも元利償還金はほとんど交付税算入をしていただいております。後年度の財源負担はそうにして、国はやるから、できるだけ地震に耐えない庁舎は建て替え、あるいは改築をしよよという方向性が出たのではないかなというふうに私は考えております。そうであるならば、その間に一定のところまで事務ベース上で検討して、皆さんにお示しをして検討してもらう必要があるだろうというふうに思っております。

もう一方では財源、借金する分を一定の段階は地方交付税に参入してもらったけれども、それ以外の一般財源をどうするんだという問題がありますので、2 年ほど前に、将来を見越して庁舎の積み立てをするための庁舎建設基金をつくらせていただきました。当初は 1 億円ずっと積み立てていけば、10 年とは言わないけれども、10 年ぐらい、あるいは 5 年ぐらいたてば 10 億円ぐらい積み立てて、20 億円かかったとしてもその半分の借金のさらにその半分が交付税で算入してもらえらるわけですから、そういうめどが立つかなというふうなことから指示をしたところであり、また、そのこと自身を東京都にアピールしていかないと財源対策ができないのではないかなということで、早いうちに指示をし、担当部分を含め、副町長以下、検討させていただいているということでございます。

先ほど市町村総合交付金の問題、高橋委員でしたか、どなたかから質問がございました。その中で、市町村総合交付金の使い、あるいはその考え方でございますけれども、これも企画財政課長からお話をさせていただきましたけれども、今までで市町村総合交付金を一番もらったときは16億円もらっています。今16億円から下がりました。16億円市町村総合交付金をみてもらったときには鳩の巣荘の建設です。それは鳩の巣荘だというふうには出しておりませんが、鳩の巣荘の建設については町費を一銭も使っておりません。これは長い間かかって一定の部分を市町村総合交付金で補てんしてもらって、その部分をほかの施策のお金を削らないでもできるためということで働きかけをしてきた結果、16億円の、要するに政策的な経費を見てもらったというふうに私は理解しております。

ここ3年間は15億、今年は多分15億8,000万円ぐらいになると思いますけれども、1,000万円、2,000万円という積み重ねをしながら16億円近くなっているわけですので、今年度思い切って努力目標ということで1億5,000万増やして予算化をいたしました。その増やした意味は、将来にわたって一番お金がかかりそうな庁舎に関して基金の積み立てを始めた、そういう財源についても、東京都は1年、庁舎をつくる時に2億、3億くれといってもそれは無理ですから、そういうことができないんだとしたら、こういうことで基金を積み立て始めたんで、それを政策枠で見てもらいたいという今努力をしているところでございます。その努力をしながら一定の額を庁舎基金として積み立てて建設に至っていきいたいというのが道筋でございまして、その政策判断をいつするかということについては財源の問題、それから用地の問題等々含めて、今、事務方にそういう機が熟するのをできるだけ早くするためにどうしたらいいか考えろという指示をしたところでございますので、庁舎基金の問題、市町村総合交付金の問題等含めてこの問題は全部絡んでおりますので、これは私のこれから判断する材料の大きな目的といいますか、そういうものも含まれているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

したがって、市町村総合交付金が必ずしもどんと上がるとは限りませんが、今年度見た16億円が決算ベースになったら多少の減額をするということもあろうかと思っております。それは市町村総合交付金というのは、そういう政策的な部分を含めた町の部分が含まれておりますので、そういう点も理解してもらいたいし、特に行革の問題をよくお話しをします。行革の問題、あるいは徴収率の問題等々も含めて、あるいは町長含めた職員の皆さんが将来に向かっての政策判断をするときの説明をいかに東京都に理解してもらうかということも含まれておりますので、この庁舎問題については、そういう絡みを含めながら今後も努力をしながら、できるだけ早くこの庁舎問題というのを表に出して皆さんに議論して

もらって、必要なだよという段階では建設をしていきたい。まだそこまで検討の段階ではございませんので、まず町の職員の中でいろんな問題点を洗い出して、あるいは財源対策をきちっとある程度見通しをつけてから、住民の皆さん、あるいは議員の皆さんにお示しをして、庁舎建設については明確な方向性を見つけていきたいという段階でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。7番、宮野委員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

同じく今の庁舎積立基金につきましてお伺いします。考え方として、場所は思い出せないんですけども、都内で庁舎を建て替えたときにマンションを庁舎の上につくって、それを売って建設費を随分浮かせたというところが事例としてありますが、国のほうでもコンパクトシティだとか、なるべく点在している人をまとめるような形にさせていただくと、皆さん今後住民の方が生活しやすいんじゃないかということで、今言っておかないと必要なことだと思いましたが、手を挙げさせていただきましたので、そういうことを考えに、もうお考えの中に入っていると思いますけども、述べさせてもらったということで、これからの考え方の中に一つ組み込んでいただきたいという要望になっちゃいますが、以上です。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。6番、石田委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

65 ページの賦課徴収費の中で不動産鑑定評価業務委託ということで 370 万円予算されておりますけれども、先ほど澤本委員さんのほうからご質問がありまして、33 年の評価替えの対応するものというようなことでございましたけれども、評価減という側面と、あとちょっと町の中の町民の方から逆のこともありまして、例えば地目は宅地でも現況は山林というような場所もあって、評価がかなり高いというようなご相談を受けることもありまして、そういう面も今回せつかくの機会でございますので、現地を見ていただいて適正な評価といえますか、そういうのもお願いできればなと思うんですけども、この不動産鑑定評価の業務委託に関しまして具体的に手続的な面はどのようなことを想定されているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（木村 圭君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 6番、石田委員の評価替えに伴います不動産鑑定評価委託の業務内容についてご説明をさせていただきます。

ご存じように評価額につきましては3年に一度替えていくということで、平成 33 年 1

月が評価替えの年に当たります。これに伴いまして、31年の予算の中に評価替えのための鑑定委託を設けさせていただいております。基準日となりますのは32年1月1日の時点での評価について、町内58カ所の地価の評価について公益財団法人の東京都不動産鑑定士協会のほうに委託をし、その評価を得た上で最終的に33年1月の時点の評価額を算定するというようなことで、これは3年ごとに同様にやってきていることでございます。

また、高いのではないかとというようなお話があったということですが、現況評価というような形でやらせていただいておりますので、地目が例えば山林のまま宅地になっていれば宅地として評価する場合がありますし、その逆もあり得るということですので、個別にそういう問題とか疑問があった場合につきましては、町のほうへぜひ尋ねるように、委員さんのほうからもおっしゃっていただければ説明のほうはしっかりとさせていただきますので、そういうことでよろしく申し上げます。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村 圭君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の1議会費、款の2総務費の質疑を終結します。

次に、款の3民生費、款の4衛生費について質疑を行います。質疑はありませんか。8番、高橋委員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

民生費のほうで90から91ページにかけてであります。ここにきまして地域活動支援センターのほうの建設関係の予算が計上されたということで、関係者の方は随分喜んでいらっしゃったようです。

それで設計なんかもこれからだと思んですけど、施設の中身というんですか、ある程度もう決まっている部分があるのかなと思んですけど。今までの施設のようにパン類なんかの製造場所というのは多分メインだと思んですけど、例えば、今タンポポさんのほうできりんだとか福祉会館のほうへお店を出して、結構住民の人とか、あるいは子どもとの結構交流というか、そういう部分も見受けられるんで、そういう部分まで考えた施設になるかどうか、それを期待はしているんですけど、どういう構想があるか、決まっている範囲でわかればお願いします。

○委員長（木村 圭君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 8番、高橋委員のご質問にお答え申し上げます。

一昨日の説明の中で、実際に場所としては奥多摩町棚沢の378の4、379の3、合計の

337 平方メートル、約 102 坪の土地、町有地に建てるというお話をさせていただきました。この場所は駅前のところ、駐在所の横にある土地、今は何もない土地になっていますけれども、そちらに建てる予定で今計画をしてございます。12 月の補正予算で実施設計委託料ですとか、そういう予算を計上させていただきます、実際に今年度中にもボーリング調査等をやっております。実施設計もある程度上がってきておりますけれども、あの場所は国道の上になっておりまして、国道側のほうが昔の石積みの道になっていまして、なかなかそちらのほうに向かっては建設がしにくいなど。要は、補強等も含めるとコストがかかりますので、なるべく駅寄りに建てるという計画を今しておるところでございます。

102 坪、337 平方メートルでございますが、実際には建物としては大体 1 階、2 階とも 100 平方メートル、延べ 200 平方メートルぐらいの 10 メートル角ぐらいの建物を想定しております。期間もなかなかとれないということがありまして、軽量鉄骨造りの 2 階建てを想定しております。障害のある方が利用するというところでございますので、1 階、2 階を行き来するエレベーターを設置する必要があるということでございます。

今、委員がおっしゃったとおり、1 階には作業室、いわゆる工房です。パン、あるいはお菓子づくりの工房をつけると。あるいはトイレですとか、そういった設備、倉庫、あとエレベーターが主になります。2 階には、町長からもお話があったとおり、事務室ですとか、多目的に使える部屋を含めてございます。あと生活相談支援の相談室も設ける予定でございます。

委員からご提案がありましたパン類の販売と申しますか、福社会館と子ども家庭支援センターのようなカフェのような場所というのはちょっと面積的に難しいかなと考えておりました、販売をするスペース、カウンターのようなものを設置をいたしまして、そこである程度焼き上がったものを買えるというようなものを考えております。外に例えばテーブル等を置いて、天気の良い日にはそこで例えば飲食ができるような、そんなことも今後可能性としてはあるかなというふうに思っております。

そのほか余地には駐車場を設置する予定になっております。実際に新年度予算で実施設計を始めないと、その辺の詳細については、まだまだこれからになりますけれども、そういう現在の考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。9 番、原島委員。

○9 番（原島 幸次君） 9 番、原島でございます。

1 点お聞きしたいんです。82 ページの款 03 の民生費の目の 03、04 についてなんです



が、高齢者見守り相談事業並び高齢者緊急通報システム事業、この概略の内容と、それから今何件ぐらい契約しているのかどうか。特に、高齢者緊急通報システムは消防署の関係もあるでしょうから、その辺の関係、現在何件ぐらいやっているのかお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

○委員長（木村 圭君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 82 ページ、高齢者見守り相談事業費の見守り事業実施委託、それから緊急通報システム、火災安全システムの関係ということでございます。

まず高齢者見守り相談業務の委託でございますが、これは社会福祉協議会に委託をしております、そこに専門の職員を1人雇っております。それを地域包括支援センターに所属をしております、主に町内のひとり暮らしの高齢者のお宅を訪問するという、訪問して安否確認を行いながら、その下にあります見守りシステムの設置を監視をしている。見守りシステムというのは、屋内の3カ所にリズムセンサーを設置いたしまして、これは例えば居間ですとか台所、寝室、それが高齢者の方が移動していればセンサーが察知して問題ないと。センサーが感知しなかったときには、夜間は除いて、昼間の時間等にセンサーが感知しなかったら何か問題があるんじゃないかということで、自動的に24時間センターのほうに指令が飛びまして、そこから看護師がまず自宅に電話をかける。そういうシステムでございます。電話をしても出ない場合には、平日であれば役場にそれが行くということで、役場の職員が駆けつけているというようなことです。今のところこれによって何か事故があったとかという事例はないんですけども、たまたま連絡をし忘れて旅行に行ってしまったとか、そういうことはまああることで、高齢者の方でちょっと忘れてしまったということもございます。そういうことも含めて、最近では今直近では100台を超えている、100世帯を超えてお宅にこのシステムが設置をされていると。

一方、高齢者緊急通報システムでございますが、これは消防署と直結するシステムでございます、高齢者の方が何か事があったときにボタンを押すと、それが消防署に行って消防隊が駆けつけるということになっております。これも大体100世帯ぐらいが今設置されております。これは次の火災安全システムと両方運用できますけれども、火災安全システムは若干緊急通報システムよりは数が下回っておりますけれども、一方で間違えて押しってしまった場合、消防車がサイレンを鳴らして来るというようなこともございまして、うっかりミスというのたまにはあるということで、そういう面で敬遠されているご家庭もあるということです。ですから、私どもでは見守りシステムと緊急通報システム、どちらかでもいいし、両方設置することも可能ですし、そういったことなるべく設置をしてい

ただ、日ごろの安全・安心につなげていきたいというふうに思っております。そういった事業を包括支援センターが中心に実施をしているところでございます。

以上です。

○委員長（木村 圭君） ほかに、6番、石田委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

113 ページの衛生環境総務費の節 18 の備品購入費のところ、今回野良猫用の捕獲カゴを購入し、猫の避妊・去勢に資するために準備のために使用されるということでしたけども、以前もちょっとお尋ねしたかもしれないんですけど、現在の状況と対応はどうなっているのかということと、あと民間の方がこういう自費でやった場合の補助が出るような状態になっているかどうかの2点をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（木村 圭君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 6番、石田委員の野良猫対策についてのご説明をさせていただきます。

今回予算の中でご説明させていただきましたのは、猫捕獲用のカゴということでご説明をさせていただいてますんで、初めにそちらのほうの説明をさせていただきます。こちらにつきましては公益財団法人のどうぶつ基金という団体がございまして、こちらが実施している事業で、さくらねこTNR事業というものがございまして、これに登録をしますと、行政枠チケットというのをいただけることができまして、これをいただくことによって不妊手術、それから必要なワクチン、虫のノミの薬、こういったものの金額がすべて費用が基金側の負担ということのできるというシステムになっております。

ただ、これにエントリーするには行政単体ではできないということで、地域のボランティア団体と連携してやることによって初めてチケットが使えるというような制度になっております。ご存じのように、町内には猫のボランティア団体というのは今のところございませんので、住民課サイドのほうでいろいろ協力していただける団体を探してきまして、隣の青梅市で協力をいただけるということで、ボランティア団体1団体が一緒にやっただけができるようになりましたので、既に今年度にエントリーを済ませております。そういった中で、猫を捕獲して処置をしてまた地域に戻すというのがこのTNR事業という事業ですので、それに沿った形で実施するに当たって猫用の、本来はおりなんですけど、カゴと呼ぶようになっておりますんでカゴというふうに呼んでおります。

こちらについてですけれども、実は今年度ボランティア団体のカゴをお借りしまして、既に20頭の措置をしております。丹三郎地区で5頭、海沢地区で15頭やっておりますが、

団体のボランティアのほうからもカゴぐらいは町のほうで用意してほしいというようなこともございましたので、これを活用して 31 年度はさらに本格的に実施をしていくということで、今苦情が入っているのは町内 10 カ所から自治会長、もしくは住民の方から何とかしてほしいというような要望が来ておりますので、これらに応えていくという考え方でございます。

ちなみに猫の寿命ですけれども、飼い猫の場合には 15 年、地域猫の場合には 3 分の 1 の 5 年というふうにいわれておりますので、こういう措置をすることによって殺処分することなく地域の猫が寿命まで生き長らえた上で、数年後には地域からこういった猫がいなくなるというようなことができる事業ということで、今本格的に取り組みを今年度から始めたということでございます。

それから、もう一点お尋ねの町民の方への補助ということなんですが、今申し上げた事業を町のほうがボランティア団体と積極的に進めていくということで考えておりますので、こちらについては特段補助等の創設の考えはございません。

以上です。

○委員長（木村 圭君） ほかに質疑はありますか。7 番、宮野委員。

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野です。

108 ページの中段です。心の健康対策事業費なんですが、これ効果というか、これは謝礼として 5 万 7,000 円を見積もっていますが、どういう形でどういうふうなものなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（木村 圭君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 7 番、宮野委員の 108 ページ中段、心の健康対策事業費の内容でございますが、これは先日行ったメンタルヘルスの講演会を想定をしております。先日行われたものは、笑いヨガということで、僧侶の方とその奥さんの講演と笑いヨガの実践ということで、笑うことで心が健康になるというようなこと、それを毎年いろんな形で趣向を凝らして、保健師のほうで考えて実施をしているところです。ですから、この対策事業費の主なものというのが講演会の講師の謝礼、それからあと消耗品としてパンフレット等をつくっておりますので、それを毎年全戸配布をするというものでございます。

この健康対策とあわせて自殺対策予防というところで、もう少し前のほうに事業があるんですけれども、これはゲートキーパー養成講座というのを 9 月に行っておりまして、それと分けて実施をしているということで、予算の説明でも申し上げましたけれども、今年度自殺対策計画を策定をしております。これは西多摩地区では青梅市とともに奥多摩町が

先駆けてやっているところで、これは住民の方だけではなくて、町に来られる方の自殺が非常に多い町でございますので、その対策も含めて計画を実施して、自殺を考えてこちらに来られる方というのは、ちょっと様子がおかしいなというふうに感じたら、住民の方にそれをとめていただくようなことも含めて、それを計画的に実施をしていこうという計画でございます。その一環として心の健康対策も住民の皆さんに心の健康を維持していただきたいということで実施をしている事業でございます。

以上です。

○委員長（木村 圭君） ほかに質疑はありませんか。5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

106 ページの健康増進保健事業費の委託料のところですけども、毎年同じような検診をやっているんですが、31年についてもほぼ同じような額が設定されています。そんな中で、できるだけ予防を取り入れるということで、検診を強力的に進めていただくのと、それによって町からの持ち出しのお金が減るということになると思いますので、31年度について、そこら辺のどんな考え方で強力的に進めるかどうかというような考えがありましたらちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（木村 圭君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 5番、小峰委員の健康増進法の保健事業費の中の委託料、各種検診の委託料でございますが、がん検診につきましては、これは検診車等、あるいは婦人科検診につきましては町外の病院と契約をしてそちらに行っていただくという形をとっております。

例年これ同様の金額を計上しておりますのは、実績がやはり余り伸びていないというのが現状でございます。対象者の数としては、40歳以上とか、30歳以上とかという対象者になるのですが、職場の健診を受けている方ももちろんいらっしゃいます。そのほか主婦の方とか実際には積極的に受けていただければありがたいなところがあるんですけども、通年で実施するわけではございませんので、日にちを設定して実施をするということで、そこにうまくスケジュールが合わないというときにはなかなか受けられない、あるいは毎年受けることができるわけではなくて、隔年で受けるというようなこともありますので、そういったことで伸び悩んでいるということも承知しております。

そんな中で町として今一番受けていただきたいというのは、この委託料の中の下から2番目の成人歯科健診です。これが年1回無料で成人歯科健診、歯周病健診とかそういう形で呼んでいるところもありますけれども、これは数年前から実施をしているんですが、な

かなか受診率が伸びていかないということで、歯の場合、虫歯が痛んできたときに初めて歯医者にかかるという方もいらっしゃいますけれども、歯の健康というのを維持していかないと、いろんな病気のもとになるということも言われておりますので、ぜひ年1回は健診を受けていただきたいというのが正直なところでございます。

実際、奥多摩町の場合、高橋歯科医院が閉鎖されて、実際には古里歯科診療所1カ所のみなんです。そうすると、なかなかそこに行くことが難しいということで、今、西多摩歯科医師会にもご協力をお願いをして、新年度の秋以降になるかどうかちょっとその辺がまだわからないんですけれども、西多摩地区の歯科医院さんで奥多摩町の患者さんを診てもいいよという歯科医院がいらっしゃれば拡大をしていきたいなというふうにご相談をしているところでございます。歯科医師会の中で諮っていただいて、手を挙げていただいたところと町が契約をして、成人歯科健診を実施をするということもやっていきたいと思っています。

特定健診については国保の事業でございまして、国保特別会計の中で予算化しておりますけれども、徐々に受診率が上がってきております。ただ、目標となる60%まではまだまだ遠いところで、しかも40歳以上ということで、40歳から64歳までの現役世代の方がなかなか受けていただけないというのが現状でございます。そうしたこともありまして、病院での受診とあわせて集団検診ということで実施をしております。これが結構大勢の方に受診をしていただいておりますので、受診率も少し上がってきておりますので、こういう形での受けやすい検診の設定は、そういったことも含めて実施をしていって受診率を上げていきたい。ひいては医療費の増加を抑制したいというふうに考えております。ご理解をお願いいたします。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。2番、大澤委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

今の健康診断の件について、町民の方から胃がん検診ですとか、子宮がん検診、乳がん検診とかのお誘いが来るんですけども、受けたときに町外の病院で受けても、町の福祉保健課から中を全部見られた状態で結果が送られてくると。それがすごく知っている人がいっぱいいるので、ちょっと受診するのにためられるという理由が聞かれたんです。その場合、病院が直接結果が届いて、それを受診した方が町に持って行って報告するとか、そういう形にすることはできないかなと思うんですが。

○委員長（木村 圭君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 2番、大澤委員の検診結果のことについてでございま

すが、今、委員からおっしゃられたとおり、病院から町のほうに結果が送られてきて、それを複写式のものを最終的にご本人の部分で送付をして結果をお知らせするという形式をとっている、その内容が知られてしまうというところなんですけど、特にそれを見て、私どももちろん決裁をするんですけども、どうこうというわけではないんですけど、心情的に嫌だということだと思うんですけども、これについては町としても検診結果自体は記録して残しておく必要がありますし、まして精密検査が必要な方については、ぜひそれを受けていただきたいという勧奨もしなきゃいけないということもありますので、その辺のやり方については、今後持ち帰って工夫をしたいと思います。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村 圭君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の3 民生費、款の4 衛生費の質疑を終結します。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村 圭君） 異議なしと認めます。よって、午後1時より再開します。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○委員長（木村 圭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款の6 農林水産業費、款の7 商工費、款の8 土木費について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、須崎委員。

○12番（須崎 眞君） 12番、須崎です。

134ページの農林水産業で、15の工事請負費で、済みません、内容をちょっとご説明願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（木村 圭君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 12番、須崎委員のご質問にお答えいたします。

134ページの大丹波国際釣場管理棟の建設工事ということで、内水面部分の内容でございしますが、建設内容でございします。こちらは構造規模につきましては鉄骨造の2階建てになります。建築面積につきましては205.77平方メートル、延べ床面積につきましては233.73平方メートルとなります。1階の部分でございしますが、こちらは186.54平方メートルということで、食堂、この中には、客席が32席を予定しております。4人がけのテ

ーブル8台ということを目途にしております。また、厨房については 42 平方メートル、受付についても 12 平方メートルと、職員の詰所 16 平方メートル、新たに授乳室ですとかシャワー室、シャワー室は男女を分けると、それとベビーベッドを完備すると、あとはだれでもトイレが 1 カ所ということでオストメイトとベビーシートをその中に含まれると。2階につきましては 47.19 平方メートルなんですけれども、主に会議室になります。こちらが 2 部屋でございます。それと職員のトイレが 1 カ所ございます。あとそのほかに外回りですけれども、野外トイレといたしまして 15.43 平方メートルということで、男子のトイレ、女子のトイレということで、川に近いほうに屋外トイレを建設するという内容でございます。

それともう一点、宿泊棟の部分を取り壊してスラブの部分でテラスといたしますけれども、こちらにつきましては現在ウッドデッキを予定しております、休憩スペースということで活用を図ってまいりたいと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。10 番、村木委員。

○10 番（村木 征一君） 10 番、村木でございます。

1 点教えていただきたいと思いますが、140 ページ 15 工事請負費で奥多摩小屋の解体工事、それから 13 の委託料で解体した廃材の搬出業務の委託とありますけれども、以前解体した廃材を下に運ぶのにヘリを使いたいという話を聞いたことがあるんですけども、そういう搬出業務ということでご理解しているのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（木村 圭君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 10 番、村木委員のご質問にお答えいたします。

ただいま村木委員のほうからおっしゃられましたヘリの輸送については廃材の輸送ということでとらえていただきたいと思います。主に産廃になります。ガラスですとか、鉄類、屋根トタン、そういうものが出てまいります。

以上でございます。

○委員長（木村 圭君） ほかに。5 番、小峰委員。

○5 番（小峰 陽一君） 小峰です。

2 点ばかりお願いします。121 ページから 122 ページにかけて、ワラビの栽培をやっていると思うんですが、その状況を教えていただきたいのと、村木委員からもちょっと話があったんですが、奥多摩小屋解体工事がありますが、どんなふうに解体処分するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（木村 圭君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 5番、小峰委員のご質問にお答えいたします。

1点目のワラビの栽培についてでございます。現在、毎年ワラビ、コシアブラ、タラノメそれぞれ200本、ワラビにつきましては平成30年度につきましては、これから植えてまいりますけれども、これまで昨年ですけれど、ワラビ250本、コシアブラ30本、タラノメ100本というような形で年々植えておりますけれども、やはり日陰の部分ということと、あと土の部分が余りよくないということで、育ってはいらぬですけれども、生育が少し遅いというような状況でございます。

ワラビにつきましては、こちらそれぞれ出荷は、採れておりまして、水と緑のふれあい館で販売したり、それとそのレストランの中で付加価値をつけるということで、おひたしにしたりして出しているという状況でございます。

奥多摩小屋の部分につきましては、140ページになりますけれども、こちらの解体ということで213万円を見ておりますけれども、こちらの部分は全部解体はできませんので、今現状4者、国環境省、東京都環境局、また、土地の所有者でございます水道局、町、4者で話し合いをしておりまして、最終的に今後の取り壊したときの利用方法をよく検討しないと、最終的な廃止届が出せないということで、現在休止届を出している状況でございます。3月31日付で休止ということで、小屋自体も小屋、トイレ、周辺のテントサイト、その部分は全部閉めてまいりますけれども、最終的な廃止は土地利用をよく考えなさいということで国から指導が来ておりますので、その4者と考えながら検討しながら進めている状況でございます。

今回の解体の部分でございますけれども、徐々にということで危険な部分のところを取り壊して、鉄類が出たらへりの輸送で下におろすというようなことを考えております。何平方メートルということは特には決めておりませんが、悪い部分のところを解体していくということでご理解していただきたいと思っております。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。2番、大澤委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

同じく140ページの2点質問いたします。奥多摩駅前のトイレ、町民からずっと強い要望があったところで、ようやく改築されるということで、非常に町民の方からも喜びの声が来ているんですけれども、この工事の工程とか、内容とかわかりましたら教えてください。

もう一つ、その上のところの森林資源を活用した観光振興森林整備事業のところ、むかし道の周辺を伐採したり、手入れをしたりしているということですが、むかし道は手入



れが余り行き届いてないよというご意見も時々ありますので、どれくらいの頻度でやって、どれくらいの規模でやっているか、何人くらいでやっているかとかというのがわかりましたらお願いします。

○委員長（木村 圭君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 2番、大澤委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の奥多摩駅前の観光トイレでございます。こちらにつきましては予算で工事費5,000万円を見込んでおりますけれども、現在、駅舎が改築工事を行っております、その中には2階の店舗ができて、男女の洋式トイレが含まれると。また、更衣室なども含まれると。そのほか1階の部分にはロッカーや靴洗い場が含まれるということで、これらを考慮いたしまして、町としては駅前のトイレにつきましては、快適性というよりも数を増やすということを重視してまいりたいと考えております。デザイン性というよりも、また清掃のしやすさ、そういう部分と機能性という面では洋式温水便座ですとか、人感センサーのLED化ですとか、ベビーチェア、ベビーベッド、バリアフリー化、それらを重視するということで進めてまいりたいと考えております。

工事の時期ですけれども、こちらはやはり夏場以降を考えておりますので、来年の3月いっぱいというような形でめどをつけております。よろしく申し上げます。

森林資源を活用した観光振興整備の業務委託の部分でございますけれども、こちらにつきましては毎年予算につきましては補正予算で全額計上させていただいておりますけれども、むかし道の部分で景観整備ということで、主に全伐採をして川を見える整備をしておりますけれども、平成30年度で実施いたしました内容につきましては、惣岳から梅久保にかけて整備を行っております。下刈りについては1.3ヘクタール、植栽についても410本ということで、ヤマザクラ205本、モミジ205本、伐採につきましては691本ということで整備をしております。平成31年度もこういう事業要領でやってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。4番、清水委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

同じページです。140ページ、13委託と15工事請負費に青目立不動尊の休み処の進入路測量設計委託、同じく用地測量委託、それから工事で進入路改修工事とございますけれども、大体どのくらいの費用をかけてどんな内容なのかを教えてくださいと思います。

○委員長（木村 圭君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 4番、清水委員のご質問にお答えいたします。

140 ページの部分の青目立不動尊の進入路の測量と用地測量の委託の部分と工事の部分でございます。こちらにつきましては、現在入り口の進入路の部分を隣接地主さんから通路の半分を借用してゼブラゾーンになっている部分があるんですけれども、そちらを借用している状況でございます。青目立に入られるお客様が隣接の方がそこにとまっているときにクラクションを鳴らすとかやって非常にご迷惑をかけている部分でございます。その部分について、隣接地主さんにも気持ちよく通行できるような形で考えておりますので、まずは測量設計という形で事業費の部分では進入路の測量設計を 200 万円、用地測量を 100 万円という形と、あと工事費につきましては 1,000 万円という形で見込んでおります。まず進入路の測量設計をして平面図をつくって、それから隣接地主さんと協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（木村 圭君） ほかに。7番、宮野委員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野です。

ページは 138 です。一番下から 6 行目、観光用公衆トイレ総合清掃委託はこの金額で、この中で奥多摩町にかなりトイレいっぱいありますけども、分けですか、どこがトイレの清掃だとかを幾つ箇所請け負っているか。請け負っているところが何業者かとか、ちょっと内訳的なものと、もう一つは、次のページの一番上、歓迎塔看板、これはどこの看板のことか、ちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（木村 圭君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 7番、宮野委員の 1 点目の質問でございます観光用公衆トイレの総合清掃委託の部分ですけれども、こちらは 20 カ所でございます。奥多摩総合開発の専用の 2 名の方に清掃いただいている部分でございます。20 カ所行っております。

それと 2 点目の質問です。歓迎塔看板の部分でございます。こちらは青梅市境、吉野街道の部分に設置してある看板でございます。春と秋の部分でございます。

以上でございます。

○委員長（木村 圭君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村 圭君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の 6 農林水産業費、款の 7 商工費、款の 8 土木費の質疑を終結します。

次に、款の 9 消防費、款の 10 教育費、款の 11 災害復旧費、款の 12 公債費、款の 13 諸

支出金、款の 14 予備費について質疑を行います。質疑はありませんか。9 番、原島委員。  
○9 番（原島 幸次君） 179 ページの青少年対策事業費のうちの節の 15 の工事請負額の園地遊具撤去等工事で、撤去しちゃった場合は後は置かないのかどうか。どこの場所が撤去するのか、教えていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○委員長（木村 圭君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 9 番、原島委員の質問に答えさせていただきます。

園地遊具撤去工事ということで 200 万円の計上をさせていただいておりますが、町内の園地やスポーツ広場に設置されております遊具については、老朽化が激しい部分ですとか、あるいは故障して使用できないというものにつきまして、職員のほうで目視で昨年点検をしたところでございます。それによりまして、スポーツ広場が 10 カ所と児童遊園地が 9 カ所ということで、3 年ぐらいかけて危険なものについては撤去していこうというような考えでございます。まずは 31 年度は大丹波、あるいは梅沢というところから始めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、今回の予算につきましては、撤去のみの予算ということで計上させていただいております。また、その後の設置につきましては、自治会ですとか、あるいは地元の方との要望を踏まえながら、また検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（木村 圭君） 質疑はありませんか。4 番、清水委員。

○4 番（清水 明君） 4 番、清水でございます。

157 ページの最初のところです。今回全協でも説明をいただいております住宅・建築物土砂災害対策改修補助金 500 万円です。ここについてちょっと確認なんですけども、以前、災害対策関係で質問させていただいたときに建築確認のお話が出まして、その確認をしていないんで難しい部分があるというお話だったんですけども、今回は対象は建築確認の有無にかかわらずまず対象で、その後の新設等は指導を受けるというようなことでよろしいんでしょうか。

○委員長（木村 圭君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 4 番、清水委員のご質問にお答えいたします。

レッドゾーン内の住宅改修に対する補助金の関係でございますけれども、今回の補助金の対象といたしましては、レッドゾーン内のすべての建物ということで建築確認をしてある、していないにかかわらず対象といたします。ただ、新しく改修後のものについては建

築確認をきちんとしていただく必要がございます。

以上です。

○委員長（木村 圭君） ほかに。5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

156 ページの土砂災害ハザードマップ作成業務委託とあるんですけど、既に西多摩建設事務所ですか、ハザードマップのレッドゾーンの図面が来た家庭と来ていない家庭があったりということなんですけど、ここの業務の内容をちょっと教えてください。

○委員長（木村 圭君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 5番、小峰委員のご質問にお答えいたします。

西多摩建設事務所からレッドゾーンの関係の地図といいますが、図面が届いたご家庭については、今回のレッドゾーン指定によって指定となる土地をお持ちであろう方に説明会のご案内と一緒に、この範囲ですよということでお示しするために配布したものでございます。今回こちらで計上させていただいておりますハザードマップの作成委託につきましては、現在イエローゾーンを含んだハザードマップは各ご家庭に配布しておりますけども、今後レッドゾーンが指定されるということで、やはりそこら辺の位置関係ですとか、そういう部分をきちんとその範囲に土地をお持ちの方、あるいはご近所の方もそのあたりのことを知っていただいて、早目の避難ですとか、そういう自主的に避難等をお願いするためにお示しするものでございますので、レッドゾーン指定が今、6月の予定で西多摩建設事務所のほうで指定する、西多摩建設事務所といいますが、東京都で指定することになっておりまして、その指定が済み次第、速やかに配布をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（木村 圭君） 5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 済みません、関連で。レッドでもイエローでもなっていないところは、この資料は配られないということになるんですかね。

○委員長（木村 圭君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 5番、小峰委員のご質問にお答えいたします。

今回配布したのは、あくまでもレッドゾーンにかかる土地をお持ちの方ということで、イエロー、あるいは指定をされていない土地をお持ちの方のご家庭には、お知らせ等は配布はしてございません。

○委員長（木村 圭君） ほかに。5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） ちょっと質問が悪くて申しわけない。ここで447万7,000円の

費用でつくる資料は全戸に配られるのかどうかということをお聞きしたい。

○委員長（木村 圭君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 5番、小峰委員のご質問にお答えいたします。

当然全戸に配布いたしまして、その地区地区の危険な区域、レッドゾーンの指定をされている区域等を知っていただいて、自助・共助等につなげていただくために全戸に配布いたします。

○委員長（木村 圭君） ほかに。7番、宮野委員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野です。

187 ページの 18 の備品購入費のニュースポーツ用具、これ吹き矢購入ということで、健康寿命を延ばす高齢者が対象になると思いますが、いつごろ購入して、いつごろからそういう用具が使えるのか。そこのところ工程的なものがわかりましたら教えてください。

○委員長（木村 圭君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 7番、宮野委員の質問に答えさせていただきます。

保健体育総務費の備品購入費ということで、ニュースポーツ用具 8万 1,000 円を計上させていただいておりますが、おっしゃるとおりスポーツ吹き矢を 5 セットを購入しようということで予算を計上させていただいたものでございます。この購入につきましては、なるべく早い段階で購入をしまして、スポーツ推進委員等がやっている事業ですとか、あるいは西多摩地区のスポーツに関する行事等もありますので、そういうものについて使用していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（木村 圭君） ほかに。4番、清水委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水です。

同じページでございます。187 ページ、19 の負担金・補助及び交付金の最初の行に町体育協会補助金 200 万ということがございますけれども、先日の説明ですと、町で行っていた計測をこちらの補助という形にされたということで、費用を全額をこの中に入れているということで、この部分については 100%補助というふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（木村 圭君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 4番、清水委員の質問に答えさせていただきます。

体育協会の補助金ということでございまして、単独では昨年は 80 万円ということで計上させていただきましたが、今年度は 200 万円ということで増額をしております。おっしゃっているように、加藤旗争奪駅伝競走大会のときの計測の費用をこの中に盛り込んだと

いうものでございます。計測の費用につきましては、それぞれ同じ体育協会のほうに補助をしていたということで、一括で補助をさせていただこうというものでございます。昨年  
の加藤旗争奪駅伝競走大会において、一昨年においては若干不備があったわけ  
でございますが、昨年については正常な形で計測ができて、スタッフの人数等も減らすことが  
できたということで、また今年度も補助をしていきたいというふうを考えているところ  
でございます。100%補助ということでございます。

○委員長（木村 圭君） ほかに。2番、大澤委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

先ほどのハザードマップの件で、何回か前の議会で町民の方も入った検討会みたいな  
のをやって、町民の方がいろんな危険場所とかがぱっと見てわかったり、行動のパターンが  
わかったりするハザードマップをぜひということをお願いしたと思うんですけども、ど  
んな感じで作る予定かというのがわかっていましたらお願いします。

○委員長（木村 圭君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 2番、大澤委員のご質問にお答えいたします。

ハザードマップにつきましては、危険な場所を住民の方にご認識いただいて、その後、  
それを活用してそれぞれの地域で危険場所の確認ですとか、そういう形で対応していただ  
きたいというために配るもので、そのような方法等も一緒でございます。今、自治会長会  
議の中でも、やはり町全部で一緒にそういう講習というか、勉強会をしても、それぞれ各  
地区地区で状況が違いますので、自治会ごとに、また自治会の組単位ごとに今後はそうい  
うハザードマップ等を活用していただきながら、自分の身は自分で守るというようなこと  
で、そういう自分たちの逃げ場所ですとか、そういうものも考えていただきながら対応し  
ていただくことを想定もしているところでございます。

○委員長（木村 圭君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村 圭君） 質疑なしと認めます。

以上で、款9消防費以下、款の14予備費までの質疑並びに議案第33号の歳入歳出項目  
別のすべての質疑を終結します。

これより議案第33号の総括質疑を行います。質疑はありますか。2番、大澤委員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

平成31年度奥多摩町一般会計予算に対して、質問ではありませんので、ご答弁は必要  
ありませんが、一言意見を述べさせていただきます。

毎月勤労統計の不正偽装が発覚し、国会では真相解明を求める追及がなされています。そんな中、景気の状態を示す今年1月の景気動向指数が3カ月連続で悪化していることを受け、内閣府は3月7日、景気の基調判断をこれまでの足踏みを示しているから、下方への局面変化に修正すると発表しました。これは1月の時点で景気が既に後退局面に入っていた可能性を示す内容で、景気回復が戦後最長とする政府見解とは異なる結果です。このことについて政府は、景気回復基調は変わらないと強弁していますが、景気の判断が分かれること自体、政府の言う景気回復は力強さを欠くものだと言わざるを得ません。

また、報道各社のどの世論調査でも、景気回復を実感しているが1割台なのに対し、実感していないのは6割から8割に上ります。日本経済の6割を占める家計消費は2014年に消費税が8%に増税されてから激しく落ち込み、いまだに回復できていません。総務省の家計調査では、2人以上世帯の実質家計消費支出は2013年から2018年までの5年間で25万円も下がっています。安倍首相は、名目賃金は上がっていると言いますが、厚労省の毎月勤労統計では物価上昇分を差し引いた実質賃金は、2012年から比べて2018年には14万円も下がっています。また、380万人就業者が増えた、所得環境は着実に改善しているとも言いますが、増加のほとんどが年金だけでは暮らせない高齢者や高学費に苦しむ学生たちが大多数です。この実態を見れば景気回復を口実に、今年10月から消費税を10%に上げるとしてきた根拠が崩れていることは明らかです。

安倍内閣が決定した2019年度予算案の特徴は消費税増税で、暮らしと経済を破綻させ、大軍拡で憲法と平和を壊すという二重に亡国への道を突き進むものとなっています。消費税10%への増税は、暮らしと日本経済に壊滅的な打撃を与えます。政府も景気への影響をおそれ、増税対策と称して税制措置などを含め、2019年度で5兆円も盛り込みましたが、複数税率もポイント還元も多く国民と中小事業者に混乱と負担を強いるものであり、日本スーパーマーケット協会などからも強い懸念が寄せられています。奥多摩の商店からも増税されたら営業できなくなるかもしれないと切実な声が寄せられています。消費税増税中止こそ最大の景気対策です。奥多摩の中小事業者を守るためにもぜひ国に意見を上げていただきたいと思います。

また、国の2019年度予算案における軍事費の総額は5兆2,574億円で、2018年度比663億円増となり、5年連続で過去最高を更新しました。第2次安倍政権発足以来7年連続の増額です。しかも、その中身は憲法に定められた専守防衛を逸脱するようなステルス戦闘機や長距離巡航ミサイルなど本格的な攻撃能力の保有を具体化しています。有償軍事援助による米国からの兵器調達も2018年度から1.7倍となる7,013億円で過去最高に膨

れ上がりました。まるで軍事援助という名の押し売りです。

一方で、暮らし関連の予算は削減、抑制されています。2019 年度社会保障関係費は 34 兆 593 億円を計上しており、2018 年度比 1 兆 710 億円増となりますが、その中身は国民に痛みを強いるものです。概算要求時に 6,000 億円と見込んでいた自然増は 1,200 億円圧縮しました。この 7 年間で自然増分 1.7 兆円を削減したことになります。削減の中身は、協会けんぽへの国庫補助 610 億円削減、生活保護のうち、食費や光熱費に充てる生活扶助費を昨年に引き続き 30 億円削減、薬価の引き下げに 500 億円削減します。この 4 月には年金支給額の伸びを抑えるマクロ経済スライドを発動し、単純計算で 2,500 億円を実質削減します。10 月には 75 歳以上の低所得者の医療保険料を最大 9 割軽減する特例措置を廃止する計画です。安倍政権の 7 年間で社会保障費は金額が判明したものだけでも計 4 兆 2,700 億円も削減されたことになります。安倍政権は、消費税増税分を社会保障に回すと言いながら、今までも、これからも国民に痛みを強めているのが実態です。

また、国の施策によって国民健康保険税を毎年のように値上げする動きが広がっています。介護保険では昨年 4 月に 3 年ごとの保険料の改定で値上げが相次ぎ、全国平均で基準額が月 5,869 円、制度開始 2000 年度に比べて 2 倍です。これからも 3 年ごとの値上げが繰り返されようとしています。

こうした国の悪政のもとで、町にはより一層町民の暮らしを守る防波堤の役割が求められます。町の 2019 年度予算は、歳入のうち、自主財源である町税の割合は 10.5%と前年度よりさらに低くなり、64.8%を国と東京都からの補助金に頼らざるを得ない状況ですが、主な歳出は、少子・定住化対策事業費、障害者地域活動支援センター建設費、介護老人福祉施設整備への補助事業、保育所措置費、そしてかねてより町民から要望されていた奥多摩駅前トイレの改築や文化会館の空調設備の改修、中学校や川井スポーツ・コミュニティ施設の改修工事費など、住民の福祉の増進に寄与するものとなっており、評価できると思います。

また、土砂災害特別警戒区域指定に向けてレッドゾーンに該当する世帯で追加工事が必要な世帯の建て替えや改修工事費に対して、国の補助が 11.5%しか得られない中、町独自に 73.5%上乗せするという説明がありました。急峻な地形の奥多摩町では多くの世帯が土砂災害特別警戒区域に該当するものと思われます。災害に備えてあらゆる対策を講じておくことは重要です。住民の命を守るために追加補助という予算措置を決定したことに対して敬意を表したいと思います。

基金の積み立てもやみくもため込むのではなく、災害対策や公共施設整備、国保財政の



ための計画的な積み立てであり、評価したいと思います。

安倍政権の社会保障大削減、暮らし圧迫の悪政から町民の負担を軽減するために、町として精いっぱい努力をしていることは認めます。実際、低所得の方からは軽減してくれているので助かっているという言葉も聞こえています。

しかし、一方で、やはり所得に対して保険税などの負担が重過ぎるという声もあり、住民の暮らしを守る防波堤の役割が必ずしも十分果たされているとは言えません。町民生活の実態を把握し、町独自の施策の実施、充実を図るなど、国の悪政からの防波堤の役割をより発揮していただきたいと切に願います。

また、社会保障は国の制度自体の問題でもありますので、都や国に対して財政支出を強く促していただきたいと思います。

そして一般質問でも質問させていただきましたが、昨今の商店などの閉鎖は、町民の生活に少なくない影響を及ぼしています。さまざまな困難があるかと思いますが、小さくても輝ける魅力ある町として、地域内で経済を循環させるという自治体のあり方が実現できますよう地元中小企業、小規模企業振興のための施策の展開を一層図っていただきたいと思います。

以上、少し長くなりましたが、住民の福祉の増進を図るという地方自治の趣旨に立った事業の執行をより求めて、議案第 33 号 平成 31 年度奥多摩町一般会計予算に対する私の総括意見といたします。

○委員長（木村 圭君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村 圭君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 33 号の総括質疑を終結します。

これより採決します。日程第 2 議案第 33 号について原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（木村 圭君） 起立多数。よって、議案第 33 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 34 号 平成 31 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算の質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村 圭君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 34 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 3 議案第 34 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(木村 圭君) 起立多数であります。よって、議案第 34 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 35 号 平成 31 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算の質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村 圭君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 35 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 4 議案第 35 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(木村 圭君) 起立多数であります。よって、議案第 35 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 36 号 平成 31 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算の質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村 圭君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 36 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 5 議案第 36 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(木村 圭君) 起立多数であります。よって、議案第 36 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 37 号 平成 31 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村 圭君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 37 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第6 議案第37号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(木村 圭君) 起立多数であります。よって、議案第37号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号 平成31年度奥多摩町介護保険特別会計予算の質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村 圭君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第38号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第7 議案第38号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(木村 圭君) 起立多数であります。よって、議案第38号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号 平成31年度奥多摩町下水道事業特別会計予算の質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村 圭君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第39号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第8 議案第39号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(木村 圭君) 起立多数であります。よって、議案第39号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号 平成31年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算の質疑を収入支出を含めて一括して行います。質疑はありますか。3番、澤本委員。

○3番(澤本 幹男君) 3番、澤本です。

済みません、古里診療所が閉鎖した関係で、少し増えたのか、人数が。もしわかれば。それとあと5月が連休10連休になるんで、病院はどうするか、ちょっと教えていただきと思います。

○委員長（木村 圭君） 病院事務長。

○病院事務長（須崎 洋司君） 3番、澤本委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の古里診療所からの部分のご質問でございますけれども、ご承知のように、昨年11月27日をもって一時休診となりました。その後、奥多摩病院に受診をされている患者数については、昨年の11月から2月までの間、こちらで紹介状やカルテなどの情報から把握している新規の患者数では96人という状況でございます。

また、奥多摩病院の利用実績から見て、古里診療所の関係であるという数値で言えることは、平成30年の4月から31年2月末の述べ患者数では、内科で延べ7,357人で、前年度比738人の増ということで、このうち11月から2月までの4カ月間で437人ということで59.2%がこの4カ月間で伸びていると。また、整形につきましても延べで4,108人で、前年度比560人の増ということで、同じように11月から2月までの4カ月間で372人ということで66.4%がこの間伸びているということで、今お話ししました数値から見ても、この4カ月間に受診者が増加傾向にあるのは古里診療所の関係であるということがいえます。

それと2点目のゴールデンウィークの対応でございますけれども、4月の27日から5月6日までの10連休対応といたしましては、奥多摩病院では2日間開所する予定でございます。具体的な日にちについては4月29日と5月3日ということで、今後4月号広報等、ホームページ等で周知は住民の皆様にはしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（木村 圭君） ほかに質疑はありますか。5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

3ページなんですけど、不用品売却収益1,000円とありますけども、毎年こういう形で書かれているんですけど、ここら辺の内容がわかりましたらちょっと教えてください。

○委員長（木村 圭君） 病院事務長。

○病院事務長（須崎 洋司君） 5番、小峰委員のご質問にお答えいたします。

3番の不用品売却収益ということで1,000円の計上をさせていただいております。これは毎年ということでございますけれども、ここで上げている使用済みフィルム等売却収益ということでは、今はCT等フィルムではなく、電子化されているということでございますけれども、まだ現状フィルムも残っているわけで、また、これらを廃棄するときに業者のほうに渡したときに収入がある可能性もあるということで科目として上げている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（木村 圭君） ほかに。5番、小峰委員。

○5番（小峰 陽一君） 済みません、もう一点、フィルム売却のときに個人情報が流れる可能性があると思うんですけど、そこら辺の対策はきちんとされていますでしょうか。

○委員長（木村 圭君） 病院事務長。

○病院事務長（須崎 洋司君） 5番、小峰委員のご質問にお答えいたします。

個人情報という部分では、この辺につきましては業者に売却したときには当然、個人情報が漏れないようなことで対応していただいております。

以上でございます。

○委員長（木村 圭君） ほかに。4番、清水委員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

11 ページをお願いいたします。医療機械の購入費ですけれども、この中に上部消化管内視鏡トレーニングモデル購入 51 万円というのがございますけれども、胃カメラのこと、いつごろから使う診察等が始まるのか、予定が計画的なものがあれば教えていただきたいんですけども。

○委員長（木村 圭君） 病院事務長。

○病院事務長（須崎 洋司君） 4番、清水委員のご質問にお答えいたします。

11 ページの医療機械購入費 51 万円ということで計上しております上部消化管内視鏡トレーニングモデルということでございますけれども、こちらは委員さんがおっしゃられたように、胃カメラの部分の練習をするモデル機となります。実際、内視鏡につきましては、今ドクターがやっているところでございます。この購入に当たりましては、特に自治の派遣等で東京都からの派遣ドクターが来ますので、院長が特にそういう指導をするという部分を含めて購入をさせていただくものでございます。

以上です。

○委員長（木村 圭君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（木村 圭君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 40 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 9 議案第 40 号について原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（木村 圭君） 起立多数であります。よって、議案第 40 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査はすべて終了しました。

これにて予算特別委員会を閉会とします。大変ご苦勞さまでした。

午後 1 時 50 分閉会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長